

を檢せしめたといふのであるが、驛站管理の沿革は實は可なり複雑であつて、僅かに此等の數語によつて言ひ盡し得べきではない。以下これを中央と地方とに分けて攷察して見よう。

イ 中央に於ける管理

當初中央政府に於いて驛傳に關することを如何なる機關に依つて統制したかを考へて見るに、經世大典站赤一に據ると、中統五年即ち至元元年八月の聖旨に、

是月聖旨諭中書省（大略）節該。所奏隨處漢地站驛。宜屬州府親管。其使臣起數。鋪馬強弱。合無令霍木海提領事。準奏。據隨路站赤。仰照依已前體例。止令各處管民官親行管領。使臣起數。鋪馬強弱。霍木海常切提領。子細詢問。往來使臣人等。除依例合得鋪馬・首思外。無得分外取要飲食諸物。霍木海各站內並不得添差頭目。如已有委付之人。並行革罷。管民官亦不得於站戶處擅便科差。侵擾不安。仍仰點視鋪馬。加意喂養。須下管肥壯。不悞中走遞上。

と記されてある。此の如く、この中書省から、漢地の驛站を州府の親管に屬せしめ、その使臣の起數や鋪馬の強弱等を提領することも霍木海に委任したいと奏したのに對して、隨路の站赤は已前の體例に依つて、各處の管民官に親から管領せしめるが、使臣の起數、鋪馬の強弱等の提領は、矢張り霍木海に委ねよというてある。それではこれより以前に於て站赤は如何に管理せられて居つたかといふと、經世大典站赤二に、^①至元五年三月四日の安童の奏を載せて、